

一般社団法人日本AGG連盟 J F A G G
定 款

令和元年11月11日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本AGG連盟JFAGGと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、AGG (Aesthetic Group Gymnastics : エステティック・グループ・ジムナスティックス) の健全な発達を図ることを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. AGGの普及、振興、指導及び監督
2. AGG大会開催及び協力
3. AGGの調査・研究
4. AGGに関する講習会・勉強会の開催
5. AGGを通じての青少年の育成
6. AGGを通じての国際交流、国際相互理解の推進
7. AGGに関する関係諸団体との協力
8. その他目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社
の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の
主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社
員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にする
ものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社すること
ができる。

2 死亡

3 総社員の同意

4 除名

② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によっ
てすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定
めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を

提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の選任の方法)

第17条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第18条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第22条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第23条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第24条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都府京田辺市大住大坪59番地の10

芳野操

東京都府中市府中町一丁目23番地の4クレッセント府中402

久保田さおり

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和元年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第26条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本AGG連盟JFAGGを設立のため、設立時社員芳野操外1名の定款作成代理人である司法書士高野克洋は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年11月11日

設立時社員 京都府京田辺市大住大坪59番地の10
芳野操

設立時社員 東京都府中市府中町一丁目23番地の4
クレッセント府中402
久保田さおり

上記設立時社員2名の定款作成代理人

兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目19番1号有恒ビル1階

司法書士 高野克洋